

協議第 9 8 号

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日 確認

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 6 月 1 0 日 提出

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	21 国民健康保険事業の取扱い (修正案)	調整の内容(案)	<p>国民健康保険制度については、統一を図るものとする。なお、国民健康保険料(税)賦課等については、以下のとおり調整する。</p> <p>(1) 賦課方法は、「料」とする。</p> <p>(2) 賦課方式は、医療分、介護分とも「3方式(所得割・均等割・平等割)」とする。</p> <p>(3) 算定方法は、「級ただし書き(前年所得)」とする。</p> <p>(4) 賦課割合は、「平準化(応能割50%、応益割50%)」とする。</p> <p>(5) 料率は、<u>平成18年度新市において当該年度の医療費に見合う料率を設定する。</u></p> <p>(6) 遡及分は、従前の例により算定する。</p> <p>(7) 葬祭費は、津市・河芸町等の例により50,000円とする。</p>
関係項目			